

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 手続き期間延長のお知らせ

●住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）は「住民税均等割非課税世帯」と「令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変があった世帯」を支援する給付金です。

●給付金の受給に必要な「確認書」や「申請書」の提出期限を次のとおり延長します。各給付金に該当する世帯で未手続の方は期限までに忘れずにお手続きをお願いします。

- ① 住民税非課税世帯給付金支給要件確認書が、役場から「郵送された」世帯  
令和4年3月31日 → 令和4年9月30日（金）まで延長
- ② 住民税非課税世帯給付金申請書が、役場から「郵送された」世帯  
令和4年3月31日 → 令和4年9月30日（金）まで延長
- ③ 家計急変世帯として申請する場合  
（詳細は、広報ひがしどおり3月号に折り込みされたチラシをご参照ください。）  
令和4年3月31日 → 令和4年9月30日（金）まで延長

## ①と②の非課税世帯給付金

【問合せ先】

企画課 企画グループ

☎ 0175-27-2111（内線241）



## ③の家計急変世帯給付金

【問合せ先】

税務住民課 税務グループ

☎ 0175-27-2111（内線143、142）



## 東通牛の特売日！

### 4月9日・19日・29日

野牛川レストハウスにて、  
朝9時30分から販売！！  
最高級の牛肉といわれる黒毛和牛は東通村の特産です。  
この機会に是非ご賞味ください。

〇問合せ先

一般社団法人 東通村産業振興公社

〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛字野牛川61-6  
☎ 0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113



地元、東通村の鮮魚・野菜だから、「新鮮」「安全」「安心」！

## 令和4年度 東通村生産物等直売所 今年も毎月⑨の付く日に販売いたします！

- 1.営業期間 令和4年4月～11月の「9」の付く日（9日、19日、29日）  
（商品をお買上げいただくと景品が当たる！お楽しみ抽選会も開催します）
- 2.営業時間 10:00～12:00頃  
（商品が売切れ次第閉店となりますのでご容赦ください）
- 3.営業場所 東通村生産物等直売所（野牛川レストハウス隣）  
【主催】 東通村生産物等直売所組合  
【問合せ先】 東通村 商工観光課 商工観光G（☎ 0175-27-2111）

「季節ごとの旬な魚介類や野菜類等をご用意して、お待ちしております！」

